

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 中央年金センター長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年7月21日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年7月23日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

記

(用 紙 の 名 称)

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	リーフレット「年金証書・年金決定通知書の見方 今後の手続きのご案内（新法障害）」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表3色（墨、青、赤） 裏2色（墨、青）
サ イ ズ	仕上げ寸法：縦 100mm×横 210mm 見開き寸法：A3（縦 297mm×横 420mm）
製 本	折加工：二つ折り後、巻三つ折り
梱 包	200枚毎に帯封し、1,000枚毎にクラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月日及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	60,000枚（60包）
納 期	令和8年8月28日
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）
そ の 他	・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体で提供する。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・帳票等の右下隅に、次の事項①から③を番号化した11ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ＋月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ・納期の5日前までに製品サンプル10枚を下記校正担当に納品すること。 ・納品場所の詳細は、契約締結後、別途連絡する。

	・ 指定場所への納入にあたっては、印刷物に棄損、破損及び汚損することがないように注意すること。 ・ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、令和 8 年 7 月 13 日（月）17 時までに、下記校正担当に書面にて質問を提出すること。回答は、令和 8 年 7 月 16 日（木）までに日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲載する。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
校 正 担 当	日本年金機構 中央年金センター 年金裁定管理グループ 電話番号 ：042-402-7176 F A X ：042-402-7188 担当：加藤、藤田

年金相談するときは、こんなご準備を

◎ 年金事務所などの窓口でご相談される場合

- ご本人が相談される場合は「マイナンバーカード（個人番号カード）」や「運転免許証」などの本人確認書類（原本）と、「年金証書や年金振込通知書（日本年金機構が交付した通知書）」などの基礎年金番号がわかる書類をご持参ください。
- ご本人に代わって代理の方が相談される場合は、代理の方の本人確認書類（原本）に加え、「委任状」をご持参ください。
※本人確認書類の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。
※来訪相談をご希望の際には、予約での相談・手続きにご協力をお願いします。

◎ お電話でのご相談の場合

- ご本人が相談される場合は「マイナンバー」または、「年金証書の基礎年金番号・年金コード」、氏名、生年月日、住所、年金受取先金融機関などを確認させていただきます。
- ご本人に代わって代理の方（二親等以内）が相談される場合は、上記のほか代理の方の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、続柄、電話番号、ご本人が直接相談できない理由などを確認させていただきます。
内容によってはご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

届出・手続き、年金の相談はこちらへ

ねんきんダイヤル



0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6700-1165

受付時間

月曜日※1

8：30～19：00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19：00まで受け付けます。

火～金曜日

8：30～17：15

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

第2土曜日※2

9：30～16：00

年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」の予約電話



0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6631-7521

受付時間

月～金曜日※3

8：30～17：15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

 おかけ間違いにご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日（ねんきんダイヤル）

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度



年金証書・年金決定通知書の見方

見本

国民年金
障害基礎年金

厚生年金保険
障害厚生年金

今後の手続きのご案内

- このたび、ご提出いただいた請求書に基づいて障害年金を受け取ることができるようになりました。
- お送りした「年金証書」は、年金を受け取る権利があることを証明するものです。大切に保管してください。
⇒「年金証書」の見方は、**うら面をご参照ください。**
- このリーフレットは年金証書と一緒に保管し、各種お手続きが必要なおきに日本年金機構ホームページとあわせてご覧ください。
- 日本年金機構ホームページには、**年金の基礎知識、届出・手続きの詳細や届出用紙**を掲載していますので、ぜひご活用ください。
また、全国の年金事務所や街角の年金相談センターの所在地と電話番号もご案内しています。
- なお、届出・手続きが遅れますと、年金の支払いが遅れたり、年金が多く支払われ、後でお返しいただくことがありますので、ご家族の方にもご確認いただき、届出・手続きを適切に行ってください。

【検索又はURLを入力】

【二次元コード】

日本年金機構 

<https://www.nenkin.go.jp/>



年金の支払いについて

◎ 初めての支払い

- 年金が裁定され「年金証書」が送られてから、初めての支払いが行われるまで、おおむね50日程度かかります。
ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や年金給付に調整がある方は、50日以上かかる場合があります。
- 初めて支払われる年金は、原則、**受給権を取得した月の翌月分から直前の支払月の前月分まで**が対象となります。
- ◎ **支払月**
- 年金は、原則年6回、偶数月の15日に支払われます。15日が土日または祝日の時は、その直前の平日に支払われます。
- 各支払月には、原則、**その前月までの2カ月分の年金**が支払われます。例えば、4月に支払われる年金は、2月分、3月分の2カ月分です。各支払月の年金支払額は、年金振込通知書でお知らせします。
※年金振込通知書は、各支払月の年金振込額をお知らせするものですが、原則、毎年1回、6月にお送りしています。

このようなときには、年金の届出・手続きを

共通	- 年金の受取機関・口座を変更したいとき 2つ以上の年金を受け取る権利を取得したとき 「年金証書」や「年金送金通知書」をなくしたとき - 氏名や住所が変わったとき（マイナンバーによる情報の更新により、届出が不要となる場合があります。） - 障害の程度が変わったとき、障害の程度が軽くなり年金を受ける程度でなくなったとき - 年金の支給を停止されている方が、障害の状態が重くなり、再び障害年金を受けられるようになったとき
障害基礎年金の受給者	- 加算額の対象となっている子を生計維持しなくなったとき（結婚したとき、亡くなったときなど） - 障害基礎年金を受ける権利を取得した後に子が生まれたとき - 加算額の対象となっている子が障害の状態になったとき
障害厚生年金の受給者	2級以上の障害厚生年金を受け取っている方が結婚したとき（事実上の婚姻関係を含む） - 加給年金額の対象となっている配偶者が、老齢・退職の年金を受け取る権利を取得したとき、または障害の年金を受け取れるようになったとき、受け取れなくなったとき - 加給年金額の対象となっている配偶者を生計維持しなくなったとき（離婚したとき、亡くなったときなど）
ご家族の方	- 年金を受け取っている方が、亡くなったとき - 年金を受け取っている方が、所在不明になって1か月を経過したとき

※ 障害の程度を確認する必要がある方については「障害状態確認届（診断書）」を送付しますので、診断書を医師に作成してもらい（レントゲンフィルムが必要な方は、レントゲンフィルムを添えて）ご提出ください。

【年金の手続きについて】

上記のケース以外にも、手続きが必要な場合があります。日本年金機構ホームページでは、手続きについての詳細なご案内と手続きに必要な届書を掲載していますので、ご活用ください。<https://www.nenkin.go.jp/service/index.html>



「国民年金・厚生年金保険年金証書、年金決定通知書」の見方

※「国民年金・厚生年金保険年金証書、年金決定通知書」は、障害基礎年金（国民年金）と障害厚生年金の両方で共通の様式です。

届出をするときやお問い合わせのときは、基礎年金番号・年金コードを必ずお知らせください。

- ① 年金を受け取る権利を得た年月です。
- ② 年金を受け取れることが決定した日です。

- ③ 記載された月分の年金から受け取ることができます。年金の支払月については、記載された月の翌月以降となります。詳細は、おもて面の「年金の支払いについて」をご確認ください。
- ④ ⑪「月数」⑫「平均標準報酬額（平均標準報酬月額）」により計算した金額（基本となる年金額）です。
- ⑤ 配偶者の加給年金額です。
- ⑥ 障害厚生年金が支給停止される額です。※支給停止理由は★1（1）欄に数字で表示しています。
- ⑦ 障害厚生年金の年金額（年額）です。（④＋⑤－⑥）

- ⑧⑨ 報酬比例部分の額と、その内容です。
- ⑩ ④「基本となる年金額」の計算の基礎となっている被保険者期間の月数です。
- ⑪⑫ ④「基本となる年金額」を計算するときに用います。

- ⑬ 記載された月分の年金から受け取ることができます。年金の支払月については、記載された月の翌月以降となります。詳細は、おもて面の「年金の支払いについて」をご確認ください。
- ⑭ 障害等級の1級または2級の基本額です。
- ⑮ 子の加算額です。
- ⑯ 障害基礎年金が支給停止される額です。※支給停止理由は★2欄に数字で表示しています。
- ⑰ 障害基礎年金（国民年金）の年金額（年額）です。（⑭＋⑮－⑯）

- ⑱ 現在の障害等級です。（障害等級3級14号の障害厚生年金は、障害の程度に変化がなくても、症状が固定した場合は、支給停止となります。）
- ⑲ 今後の診断書提出予定年月日です。

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類
基礎年金番号
年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日
年 月 日
受給権を取得した年月
年 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

厚生労働大臣 印

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文
厚生年金 厚生年金保険法 ⑳ 第 条の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額（円）	加給年金額または加算額（円）	支給停止額（円）	年金額（円）
元号 ③ 月	④	⑤	⑥	⑦
支給停止理由	★1(1)	支給停止期間	年 月～	年 月まで

3. 報酬比例部分額の内容 ⑧

報酬比例部分額	報酬比例部分額
一般厚年	⑩
厚年	⑪
私学	⑫

4. 加入期間の内訳 ⑩

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥旧令共済組合期間	月
⑦国家公務員・地方公務員厚生年金保険の加入期間	月
⑧私立学校教職員厚生年金保険の加入期間	月

5. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者	子	人
遺族加算区分	★1(4)		

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文
基礎年金 国民年金法 ㉑ 第 条の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額（円）	加算額（円）	支給停止額（円）	年金額（円）
元号 ⑬ 月	⑭	⑮	⑯	⑰
支給停止理由	★2	支給停止期間	年 月～	年 月まで
加算額対象者				人

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	⑱ 級 号
診断書の種類	★3
次回診断書提出年月	⑲ 年 月

※診断書の種類は、裏面をご覧ください。

見方のポイント①：年金額

障害年金を受け取られる方の1年間の年金額は、以下の欄に記載されています。

- ・障害厚生年金 ⇒ ⑦「年金額」欄に記載
- ・障害基礎年金 ⇒ ⑰「年金額」欄に記載

【確認箇所の番号】 ⑦⑰

なお、「年金決定通知書」に記載されている金額等（④～⑫および⑭～⑰）は、①の「受給権を取得した年月」時点の状態で計算したものです。

障害年金を受ける権利を取得した後に、障害等級が変更となった場合などの理由で年金額が変更されると、「支給額変更通知書」により、変更後の年金額をお知らせします。

見方のポイント②：障害状況

診断書の種類が「1」で、かつ、次回診断書提出年月の欄が「* *」となっている場合は、今後診断書の提出は不要です。

その場合でも、障害の程度が重くなったときに、診断書等を添付し、障害給付額改定請求書を提出することができます。（ただし、請求できない時期がありますので、ご注意ください。）

㉑㉒ 表示されている数字は、以下を示しています。

- 1 : 本則
- 2 : 附則
- 60 : 昭和60年改正法附則

★ ★のついた項目は、「国民年金・厚生年金保険年金証書、年金決定通知書」のうら面に説明がありますので、★に付された番号の説明をご確認ください。

その他の留意事項

年金請求と同時に手続きをされた方へ

<年金受給選択申出書を提出された方>

請求手続きを行った障害年金以外にその他（老齢、遺族等）の年金を受けている場合、同時に提出された「年金受給選択申出書」に基づき、選択処理が行われます。

その結果については、後日お送りする「支給額変更通知書」によりご確認ください。

<障害給付額改定請求書を提出された方>

障害年金の請求手続きと同時に「障害給付額改定請求書」を提出された場合、額改定請求にかかる審査結果については、後日お送りする通知書などによりご確認ください。

時効特例給付に該当する方へ

請求日から5年以上前にさかのぼった年金の裁定（または年金裁定の訂正）については、5年前までの年金額または差額分を初回の支払い時にまとめてお支払いします。5年を超える分の年金額または差額分については、「年金時効特例法」に基づく「時効特例給付」として、別途お支払いします。

詳細は日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

【二次元コード】

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jikotokureikyufu.html>

このようなときはお近くの市区町村役場にご確認を

<児童扶養手当の受給者及びその配偶者の方へ>

公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にご連絡してください。

<国民年金保険料の法定免除制度について>

障害基礎年金を受け取る権利を得た月の前月分から、国民年金保険料が免除となります。国民年金保険料免除理由該当届を市（区）役所または町村役場に提出してください。